

令和8年第1回八百津町議会臨時会会議録

令和8年1月21日、第1回八百津町議会臨時会は、八百津町議会議事堂に招集された。  
次第は次のとおりである。

1. 応招議員（8名）

2番	渡 邊 成 章	3番	後 藤 一 夫
4番	安 藤 峰 行	5番	後 藤 香 代 里
6番	赤 塚 孝 博	7番	長 谷 川 泰 幸
8番	加 藤 良 治	9番	林 俊 宏

2. 不応招議員（1名）

1番 アディエ 三恵

令和8年第1回八百津町議会臨時会会議録

令和8年1月21日（水曜日）

1. 出席議員（8名）

2番	渡邊成章	3番	後藤一夫
4番	安藤峰行	5番	後藤香代里
6番	赤塚孝博	7番	長谷川泰幸
8番	加藤良治	9番	林俊宏

2. 欠席議員（1名）

1番 アディエ 三恵

3. 地方自治法第121条の規定による出席者

町長	金子政則	副町長	古田功
教育長	社本勝義	総務課長	上野義治
町民課長	後藤光次	健康福祉課長	岩井好正
建設課長	平井靖司	農林課長	中嶋孝治
地域振興課長	赤塚誠	水道環境課長	林誠
教育課長	大鋸悟	防災安全室長	鈴木彰
秘書室長	松浦政和	会計管理者	佐藤充之

4. 職務のため出席した事務職員

事務局長 飯田博年 書記 平林沙姫

5. 議事日程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議案第1号 専決処分した事件の承認について（令和7年度八百津町一般会計補正予算（第8号））
- 日程第5 議案第2号 八百津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第3号 令和7年度八百津町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第7 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

---

午前10時30分開会

○議長（後藤一夫） 本日の臨時会にアディエ三恵議員から欠席届が提出されましたので、受理いたしました。

ただいまの出席議員は、8名でございます。定足数に達しておりますので、これより令和8年第1回八百津町議会臨時会を開会します。

初めに議員辞職のご報告をいたします。

令和7年12月25日、三宅和行議員から辞職願の提出があり、議会閉会中でありましたので、地方自治法第126条ただし書の規定により、議長において許可いたし、12月31日、本人に辞職許可の通知を手渡しましたので会議規則第94条第2項の規定により、ご報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付、またはタブレットに配信いたしました日程表に従って、会議を進めたいと存じます。

朗読は省略させていただきます。

---

○議長（後藤一夫） 日程第1、諸般の報告をいたします。

事務局長より報告させます。

飯田事務局長。

○事務局長（飯田博年） 報告いたします。

議案の提出について、本日付をもって、八百津町長から議案第1号 専決処分した事件の承認について（令和7年度八百津町一般会計補正予算（第8号））をはじめ、3件の議案が提出され、受理いたしました。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和7年11月分の例月出納検査の結果報告についてが八百津町代表監査委員から提出がありましたので、別紙のとおり報告第1号により報告いたします。

次に、本日付をもって、議会運営委員会委員長から、所管事務のうち特定事件等について、閉会中の継続調査の申出がありましたので、受理いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（後藤一夫） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

---

○議長（後藤一夫） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名者は、会議規則121条の規定により、8番 加藤良治さん、9番

林俊宏さんの兩名を指名いたします。

---

○議長（後藤一夫） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日の1日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤一夫） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日の1日間と決定いたしました。

ここで、金子町長からご挨拶と提案理由の説明をいただきます。

町長 金子政則さん。

（町長 金子政則 登壇）

○町長（金子政則） 1月も半ばを過ぎましたが、改めまして、明けましておめでとうございます。

輝かしい年、また慌ただしい年の幕開けに当たり、皆様のご健勝とご多幸を心よりお祈り申し上げます。

また、昨年末をもって議員辞職をされました三宅前議員におかれましては、54年3か月の長きにわたり、町議会議員として、八百津町発展にご尽力を賜りましたことにつきまして心から敬意を表するとともに、今後のご多幸をお祈り申し上げます。改めて、この場で八百津町民を代表して感謝申し上げる次第であります。

さて、本日ここに、令和8年第1回八百津町議会臨時会の招集を急遽申し上げましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにご多用のところご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

それでは、本臨時会に提出いたしました議案につきましてご説明申し上げます。

本臨時会に提案いたしました案件は、条例関係1件、補正予算2件、うち専決処分によるもの1件の計3件であります。

議案第1号 専決処分した事件の承認について（令和7年度八百津町一般会計補正予算（第8号））は、国の令和7年度補正予算（第1号）を財源とした物価高騰に伴う生活者支援のための応援券配布及び物価高対応子育て応援手当の支給を行うための補正予算で専決処分を行ったものであります。

議案第2号 八百津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、一般職の職員の給与に関する法律の改正に準じて八百津町職員の宿日直手当の改定を行う

ため、条例の一部を改正するものであります。

議案第3号 令和7年度八百津町一般会計補正予算（第9号）は、ふるさと応援寄附金の増加や12月補正予算編成後の諸事情により、予算化の必要が生じた事務事業費の追加などをお願いするものであります。

以上、提出議案3件について申し上げましたが、それぞれの議案の詳細につきましては上程の際にご説明いたしますので、何とぞ慎重に審議いただき、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

（町長 金子政則 降壇）

---

○議長（後藤一夫） 続いて、日程第4、議案第1号 専決処分した事件の承認について（令和7年度八百津町一般会計補正予算（第8号））を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務課長 上野義治さん。

○総務課長（上野義治） それでは、議案書の1ページをお願いいたします。

議案第1号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

2ページをお願いいたします。

専第1号 令和7年度八百津町一般会計補正予算（第8号）の専決処分について。

国の令和7年度補正予算（第1号）を財源とした物価高騰に伴う生活者支援のための応援券配布及び物価高対応子育て応援手当の支給を行うため、補正予算を編成する。

ただし、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和8年1月13日に専決処分を行ったものでございます。

それでは、別冊補正予算書、専第1号 令和7年度八百津町一般会計補正予算（第8号）をご用意ください。

1ページをお願いいたします。

令和7年度八百津町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億7976万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億4363万6000円とするものでございます。

第2条、繰越明許費は、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第2表 繰越明許費」によるものでございます。

4 ページをお願いいたします。

繰越明許費についてご説明いたします。

第2表 繰越明許費、2款総務費、1項総務管理費、物価高騰重点支援（生活者支援）  
応援券交付事業1億5478万6000円は、応援券の使用期間を令和8年8月末まで、事業完了を11月末と見込むため、翌年度に繰越しをお願いするものでございます。

3款民生費、2項児童福祉費、物価高対応子育て応援手当支給事業336万4000円は、申請の遅れや3月末までの出生者を対象とすることから、一部の手当支給が4月以降になるため、翌年度に繰越しをお願いするものでございます。

8 ページ、歳出をお願いします。

上段の表、2款1項5目地域振興費は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、生活者支援の応援券配布を行うため、所要の予算を専決処分で編成したもので、補正前の額に1億5626万2000円を追加し、3億4456万2000円とするものでございます。

10節需用費147万6000円は、事務用消耗品で1万3000円、応援券の印刷製本費で146万3000円でございます。

11節役務費242万8000円は、応援券の郵送料の通信運搬費212万8000円と、商工会への換金事務取扱手数料の30万円でございます。

12節委託料136万3000円は、チラシやポスターのデザイン、印刷、ラベルの作成、封入封緘等の応援券交付業務委託料でございます。

18節負担金、補助及び交付金1億5099万5000円は、応援券換金助成金で、18歳以上一人1万5000円、8569人分と、18歳未満一人2万円、1123人分でございます。

財源は、国庫支出金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1億5435万6000円と一般財源が190万6000円でございます。

下段の表、3款2項5目物価高対応子育て応援手当支給費は、物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金を活用し、物価高対応子育て応援手当の支給を行うため、所要の予算を専決処分で編成したもので、新たに2349万8000円を追加するものでございます。

3節職員手当等は、時間外勤務手当で8万円、10節需用費は、支給案内送付用封筒や申請書等返信用封筒の印刷製本費で2万5000円、11節役務費38万4000円は、支給案内や申請書等返信の郵送料の通信運搬費23万3000円と、口座振込手数料14万5000円、組戻手数料6000円でございます。

12節委託料14万9000円は、臨時給付金システムの改修委託料でございます。

18節負担金、補助及び交付金2286万円は、一人2万円の物価高対応子育て応援手当で、

児童手当支給対象者を基本とし、今後の出生予定等を含み、1143人分でございます。

財源は、全額、国庫支出金の物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金と同支給事務費補助金でございます。

以上で歳出の説明を終わり、続いて、7ページに戻り、歳入をお願いいたします。

1段目の表、15款2項2目民生費国庫補助金は、補正前の額に2349万6000円を追加し、4768万6000円とするもので、物価高対応子育て応援手当の財源となる物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金2286万円と同支給事務費補助金63万8000円でございます。

6目物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、補正前の額に1億5435万6000円を追加して、1億9892万2000円とするもので、生活者支援の応援券配布の財源となる物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。

下段の表、20款1項1目繰越金は、補正予算の一般財源として、補正前の額に190万6000円を追加して、1億3317万4000円とするものでございます。

以上で、議案第1号 専決処分した事件の承認について（令和7年度八百津町一般会計補正予算（第8号））の説明を終わります。

○議長（後藤一夫） 以上で議案説明を終わります。

これより質疑の発言を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤一夫） 質疑はないようですので、以上で質疑を終結いたします。

---

○議長（後藤一夫） 日程第5、議案第2号 八百津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

秘書室長 松浦政和さん。

○秘書室長（松浦政和） それでは、議案書3ページをお願いいたします。

議案第2号 八百津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

八百津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

次の議案書4ページをご覧ください。

八百津町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

ここからの説明につきましては、事前にお手元にお配りをしております議案第2号説明資料新旧対照表により説明をさせていただきますので、そちらをご覧くださいませうようお願いいたします。

八百津町職員の給与に関する条例第18条では、宿日直手当の支給について定められておきまして、第1項では、宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、4400円としていたものを4700円とし、医師または歯科医師の宿日直勤務にあつては2万1000円を2万2500円とし、その他の特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては7400円とするものを7700円とし、それぞれの額を超えない範囲内において、別に規則で定める額を宿日直手当として支給するよう改正するものがございます。

また、ただし書としまして、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる場合にあつては、その額を6600円から7050円に、医師または歯科医師にあつては3万1500円を3万3750円に、その他の特殊な業務を主として行うものは1万1100円を1万1550円を超えない範囲において規則で定める額とするよう改正するものでございます。

また、同条第2項では、宿日直勤務のうち常直的なものを命ぜられた職員には、その勤務に対して2万2000円とするものを2万3500円を超えない範囲において規則で定める月額宿日直手当を支給するものに改正をするものがございます。

それでは、議案書4ページにお戻りください。

附則でございます。

1. この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

2. 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の八百津町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなすものとなります。

提案説明でございます。

一般職の職員の給与に関する法律の改正に準じて、八百津町職員の宿日直手当の改定を行うため、条例の一部を改正するものがございます。

以上で、議案第2号 八百津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。

○議長（後藤一夫） 以上で議案説明を終わります。

これより質疑の発言を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤一夫） 質疑はないようですので、以上で質疑を終結いたします。

○議長（後藤一夫） 日程第6、議案第3号 令和7年度八百津町一般会計補正予算（第

9号)を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務課長 上野義治さん。

○総務課長(上野義治) 議案第3号 令和7年度八百津町一般会計補正予算(第9号)について、ご説明いたします。

別冊補正予算書、議案第3号 令和7年度八百津町一般会計補正予算(第9号)をご用意ください。

1ページをお願いいたします。

令和7年度八百津町の一般会計補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2506万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億6870万5000円とするものでございます。

7ページ、歳出をお願いいたします。

上段の表、2款1項1目一般管理費は、補正前の額に2032万3000円を追加して、5億9808万6000円とするもので、ふるさと応援寄附金が増加したことに伴う補正でございます。

7節報償費におきまして、ふるさと応援寄附謝礼で883万4000円、11節役務費の1148万9000円は、寄附金受領証明書等の郵送の通信運搬費で41万1000円、クレジット納付手数料で743万1000円、サイト運営手数料で364万7000円でございます。

財源は一般財源でございます。

下段の表、3款2項1目児童福祉総務費は、補正前の額に474万6000円を追加して、1億1926万1000円とするもので、昨年末に発表された国が示す保育の公定価格の増額に伴う保育委託料の補正でございます。

12節委託料474万6000円は、和知保育園保育委託料で209万1000円と、町外保育園保育委託料で265万5000円でございます。

財源は、国・県支出金の子どもための教育・保育給付費負担金355万7000円、一般財源は118万9000円でございます。

以上で歳出の説明を終わり、続いて、6ページに戻り、歳入をお願いいたします。

1段目の表、15款1項1目民生費国庫負担金は、補正前の額に237万2000円を追加し、3億5048万3000円とするもので、児童福祉事務費の保育委託料の財源となる子どもための教育・保育給付費負担金でございます。

2段目の表、16款1項1目民生費県負担金は、補正前の額に118万5000円を追加し、

2億331万9000円とするもので、こちらも保育委託料の財源となる子どものための教育・保育給付費負担金でございます。

3段目の表、18款1項3目ふるさと応援寄附金は、補正前の額に2032万3000円を追加し、3億3032万3000円とするもので、ふるさと応援寄附金による収入で一般財源として取り扱うものでございます。

4段目の表、20款1項1目繰越金は、補正予算の一般財源として、補正前の額に118万9000円を追加して、1億3436万3000円とするものでございます。

以上で、議案第3号 令和7年度八百津町一般会計補正予算（第9号）の説明を終わります。

○議長（後藤一夫） 以上で議案説明を終わります。

これより質疑の発言を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤一夫） 質疑はないようですので、以上で質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第3号までの各案件は、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付またはタブレットに配信いたしました委員会議案審査付託表のとおり、各常任委員会に審査を付託いたします。

ただいまから委員会開催のため、暫時休憩といたします。

なお、審査終了後、直ちに本会議を再開いたします。

再開時刻は追って連絡いたします。

午前10時56分休憩

---

午前11時40分再開

○議長（後藤一夫） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第4、議案第1号 専決処分した事件の承認について（令和7年度八百津町一般会計補正予算（第8号））から日程第6、議案第3号 令和7年度八百津町一般会計補正予算（第9号）まで、以上3件を一括議題といたします。

ただいま議題としております各案件は、建設文教常任委員会及び総務民生常任委員会にそれぞれ審査が付託してありますので、これより各委員長から審査の経過及び結果の報告を求めます。

最初に、建設文教常任委員会委員長 安藤峰行さん。

（建設文教常任委員会委員長 安藤峰行 登壇）

○安藤建設文教常任委員会委員長 今臨時会において、当委員会に審査が付託されました案件につきまして、本日、委員全員の出席により開催いたしました委員会において、慎重に審査を行いましたので、その経過と結果について報告いたします。

議案第1号 専決処分した事件の承認について（令和7年度八百津町一般会計補正予算（第8号））、以上1件について審査いたしました結果、全員賛成により原案どおり承認すべきものと決定いたしました。

議案第3号 令和7年度八百津町一般会計補正予算（第9号）、以上1件について審査いたしました結果、全員賛成により原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって、建設文教常任委員会の審査経過及び結果の報告を終わります。

○議長（後藤一夫） ただいまの建設文教常任委員会委員長の報告に対して質疑の発言を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤一夫） 質疑はないようですので、以上で建設文教常任委員会委員長の報告に対しての質疑を終結いたします。

（建設文教常任委員会委員長 安藤峰行 降壇）

○議長（後藤一夫） 次に、総務民生常任委員会委員長代理副委員長 林俊宏さん。

（総務民生常任委員会副委員長 林俊宏 登壇）

○林総務民生常任委員会副委員長 今臨時会において、当委員会に審査が付託されました案件につきましては、本日、委員3名の出席により開催いたしました委員会において、慎重に審査を行いましたので、その経過と結果について報告をいたします。

議案第1号 専決処分した事件の承認について（令和7年度八百津町一般会計補正予算（第8号））、以上1件について審査いたしました結果、全員賛成によりまして原案どおり承認すべきものと決定いたしました。

議案第2号 八百津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、以上1件について審査いたしました結果、全員賛成により原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上をもって、総務民生常任委員会の審査経過及び結果の報告を終わります。

○議長（後藤一夫） ただいまの総務民生常任委員会委員長代理の報告に対して質疑の発言を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤一夫） 質疑はないようですので、以上で総務民生常任委員会委員長代理の報告に対する質疑を終結いたします。

（総務民生常任委員会副委員長 林俊宏 降壇）

○議長（後藤一夫） これにて、委員長報告を終わります。

これより、議案第1号 専決処分した事件の承認について（令和7年度八百津町一般会計補正予算（第8号））から議案第3号 令和7年度八百津町一般会計補正予算（第9号）まで、以上の3件の一括討論を行います。

各案件に対する討論の発言を許します。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤一夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第1号 専決処分した事件の承認について（令和7年度八百津町一般会計補正予算（第8号））を採決いたします。

委員長報告は原案のとおり承認であります。委員長報告のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（後藤一夫） 起立全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり承認されました。

議案第2号 八百津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（後藤一夫） 起立全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号 令和7年度八百津町一般会計補正予算（第9号）を採決いたします。

委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（後藤一夫） 起立全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（後藤一夫） 日程第7、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第71条の規定により、お手元に配付またはタブレットに配信いたしました事件について、閉会中の継続調査の申出がありました。

申出の朗読は省略いたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤一夫） ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、今臨時会の会議に付議されました事件は全て議了いたしました。

ここで金子町長からご挨拶をいただきます。

町長 金子政則さん。

（町長 金子政則 登壇）

○町長（金子政則） 令和8年第1回八百津町議会臨時会の終了に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日1月21日に開会し、1日間でありましたが、令和8年第1回八百津町議会臨時会を招集させていただきましたところ、条例関係1件、補正予算2件、うち専決処分によるもの1件の計3件の議案につきまして、慎重審議を賜り、全ての議案がご承認いただきました。誠にありがとうございました。

ご承知のとおり、衆議院選挙が1月27日に告示、2月8日に投票日が予定されております。その後、県議会議員の補欠選挙も予定されるなど、多忙を極めることとなりますが、職員一同一丸となって執行事務に努めてまいります。

第1回八百津町議会臨時会閉会に当たり、御礼の挨拶といたします。ありがとうございました。

（町長 金子政則 降壇）

○議長（後藤一夫） 本日開催されました臨時会は、議員各位の極めて熱心なご審議により、ここに全ての事件を滞りなく議了いたしました。議事運営に対する各位のご協力に厚く御礼申し上げます。

これをもちまして、令和8年第1回八百津町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時49分閉会

会議の次第について、相違ないことを証するため地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

8 番 議 員

9 番 議 員